

博士学位論文審査要旨

2008年10月22日

論文題目：バーリンの自由論——多元論的リベラリズムの系譜

学位申請者：濱 真一郎

審査委員：

主査：司法研究科 教授 深田 三徳

副査：法学研究科 教授 岩野 英夫

副査：法学研究科 教授 富沢 克

要旨：

本論文は、イギリスの思想史家アイザイア・バーリン（1909年—1997年）の自由論に照準を合わせ、そこにみられる特徴ある考え方が何であるのか、そしてそれが後継者たちによってどのように継承され、展開されているかについて詳細に考察したものである。

近年の欧米諸国では、バーリンの著作集の刊行などを背景にして、バーリン研究が活性化している。とくにバーリンの自由論は、オックスフォード大学の教授就任講演『二つの自由概念』（1958年）によってよく知られているが、本論文は、その自由論を「多元論的リベラリズム」として捉え、その継承・展開について詳細に検討するとともに、その自由論を「品位ある社会の自由論」として提示しようとしている。

本論文の特徴ないし意義としては、三つある。第一に、消極的自由（他者から干渉されない自由）と積極的自由（自己実現を行う自由）を区別し、前者の重要性を強調したバーリンの自由論が、価値多元論と結びつけられた「多元論的リベラリズム」であることを、本論文は明確にしている。同時に、それが、J. ラズ、J. グレイ、J. N. シュクラー、M. イグナティエフなどによってどのように継承され、独自なしかたで展開されているかについて詳細に考察している。

第二に、今日、展開されているリベラリズムの主要な流れは、J. ロールズ、R. ドゥオーキンなどに代表されるような、正義論・権利論・平等論の文脈のなかで個人の自由を強調するものであるが、本論文は、自由（ないし自律）を根源的価値とする自由論の文脈のなかで個人の自由を強調するバーリンとその後継者たちの理論に照明をあて、その意義を評価しようとしている。しかも通約不可能な諸価値が衝突しうる形で存在しているとする価値多元論を主張する一方で、自由の価値を優先させるリベラリズムも主張するというバーリンの試みが成功しているかどうかについて、近年の批判と論争、そしてバーリン自身の反論なども紹介しながら、掘り下げて検討しようとしている。

第三に、本論文は、バーリンの主張する最小限に品位ある社会がいかなるものであり、その考え方はどのように継承されているのかについても考察している。具体的には、シュクラーのいう恐怖や残酷さのない社会、A. マルガリートやイグナティエフのいう品位ある社会の考え方について詳しく検討している。そしてバーリンのいう最小限に品位ある社会は、基本的な選択の自由を前提とする価値多元論的な社会であることも明確にしている。

本論文は、序章、第一部（1章—4章）、第二部（5章—7章）、第三部（8章—終章）からなっている。本論文の構成を簡単に紹介しておこう。

まず序章では、本論文においてなぜバーリンの自由論に注目するのかについて説明するとともに、本論文における基本的主張について、図式も用いながらわかりやすく説明している。第一部では、バーリンの価値多元論と自由の捉え方について説明すると同時に、バーリンの「多元論的

リベラリズム」が、ラズの卓越主義的リベラリズムやグレイのポスト・リベラリズムによってどのように継承され、展開されているか、そして価値多元論とリベラリズムとを結びつけるバーリンの試みは成功していないとする後期グレイの問題提起とそれをめぐる論争について考察している。

第二部では、バーリンの主張する最小限に品位ある社会がいかなるものであり、その考え方がどのように継承されているかを中心にして考察している。具体的には、シュクラーの恐怖のリベラリズム、マルガリートのいう屈辱のない社会、イグナティエフのいう人権の保障された品位ある社会の考え方を紹介・検討している。

第三部では、これまでの考察全体を前提にして、バーリンの「多元論的リベラリズム」の基礎にある問題、とくに価値多元論とリベラリズムの間には必然的な関係はないが事実上の結びつきがあるのはなぜかについて、寛容に関するバーリンの見解などにも言及して、再度検討している。同時に、本論文における基本的主張の一つひとつについてまとめ的な整理と再度の検討を行っている。そのなかでバーリンのいう最小限に品位ある社会における基本的な選択の自由の問題などについても考察している。

以上が本論文の内容の骨子である。バーリンの自由論はわが国でもよく知られており、それに関する研究も少なくない。しかし近年の欧米諸国におけるバーリン研究の成果を十分に摂取しながら、彼の「多元論的リベラリズム」の継承・展開、そして近年における批判と論争について詳細に検討するだけでなく、価値多元論、リベラリズム、品位ある社会の考え方の関連についてまで深く掘り下げて考察したものはなかった。その点において、本論文は十分な独創性を有しているだけでなく、わが国におけるバーリン研究、リベラリズム研究への貢献としても大きな意義をもつものである。

よって本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

学力確認結果の要旨

2008年10月22日

論文題目：バーリンの自由論——多元論的リベラリズムの系譜

学位申請者：濱 真一郎

審査委員：

主査：司法研究科 教授 深田 三徳

副査：法学研究科 教授 岩野 英夫

副査：法学研究科 教授 富沢 克

要 旨：

上記の審査委員3名は、2008年10月8日午前11時から約2時間にわたって、学位申請者に対して口頭試問を行った。提出論文の内容について、法哲学・法思想史、比較法史、政治哲学を専門とする各委員からさまざまな角度からする質問と説明の要求がなされた。学位申請者は、すべての質問と説明の要求に対して的確かつ詳細に応答した。この応答のなかで、学位申請者には、提出された論文の内容と周辺領域の問題について十分な専門的知識があるだけでなく、現代法哲学・法理学や法・政治思想史などに関する幅広い学識があることも確認された。語学についても、十分な語学能力（英語とドイツ語）があることが示された。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：バーリンの自由論——多元論的リベラリズムの系譜
氏名：濱 真一郎

要旨：

本論文は、英國の思想史家サー・アイザイア・バーリン(Sir Isaiah Berlin)にはじまる「多元論的リベラリズムの系譜」に沿いつつ、バーリンの自由論を「品位ある社会の自由論」として提示しようと試みたものである。

法哲学や政治哲学に関連する基本文献の多くは、バーリンを、「消極的自由(negative freedom)」と「積極的自由(positive freedom)」という二つの自由概念を区別した人物として紹介している。しかしながら、彼が五〇年ほど前に提示した二つの自由概念の区別が、その後の英米でどのように論じられ、現時点でのどのような評価を得ているかが、日本において包括的に言及されることはない。そこで本論文は、こうした状況を踏まえて、バーリンの自由論の現代的意義を提示することを目指している。

しかし、他にも自由の思想家が存するにもかかわらず、なぜバーリンを取り上げるのか。なぜ彼の自由論を論じるのか。ここで、その理由を確認しておく。バーリンの自由論における二つの自由概念の区別は、自由をめぐって議論するための出発点・共通の基盤を提示したという意味において、大きな意義を有する。しかし、「消極的自由か積極的自由か」という二者択一の発想は誤りであるとか、二つの自由概念の区別は抽象的な議論にすぎないという批判も、しばしばなされている。こうした批判を前提とすれば、二つの自由概念の区別に基づくバーリンの自由論に、改めて注目する意義はないだろう。

しかしながら、最近の新しいバーリン研究は、バーリンによる二つの自由概念の区別が、単なる二者択一の発想ではなく、彼の思想史研究や現実感覚に基づいていることを示している。さらに、晩年のバーリンが提示した、消極的自由や積極的自由といった「政治的自由(potitical liberties)」と、「基本的な選択の自由(a basic liberty of choice)」との区別は、彼の自由論が、二者択一の発想を越えた射程を有することを意味すると思われる。本論文は、こうした新しいバーリン研究や、晩年のバーリンの見解を念頭に置くがゆえに、彼の自由論に改めて注目する意義は大きいと解するのである。

先述のように、英米では、新しいバーリン研究が登場している。ここで、その概要を確認しておこう。バーリンの自由論は、彼が 1958 年に行った教授就任講演『二つの自由概念(Two Concepts of Liberty)』が発表された後に、その主張をめぐって大いに議論された。やがて彼の自由論は「現代の古典」としての位置を占めるようになり、議論の前提として肯定的・否定的に言及されることはあれ、その主張が正面から取り上げられる機会は減少していった。しかし、近年の英米では、バーリンの自由論を新しい角度から捉えなおそうとする研究が盛んになっている。バーリン研究が再生したきっかけの一つとしては、ヘンリー・ハーディ(Henry Hardy)という優秀な編集者による、バーリンの著作の編集作業があげられる。バーリンの多くの論文および講演は、数冊の著作にまとめられた以外は、雑誌に発表されたり講演会で報告された後に忘れられていた。それらを丹念に渉猟し、数冊にわたる著作としてよみがえらせつづけているハーディの功績は大きい。

ハーディが編んだバーリンの著作は、バーリンの自由論を包括的に捉えなおそうとする研究を可能にした。かつてのバーリン研究は、彼の自由論の概念的・抽象的側面のみに注目するものが多かった。ところが、新しい著作の刊行を受けて、バーリンのリベラリズムを彼の思想史研究のなかで理解したり、それを彼独自の価値多元論(value pluralism)との結びつきに即して捉えなおそうとする新たな動きが生じた。すなわち、アメリカの政治学者ロバート・コチス(Robert Kocis)、カナダの政策アド

バイザーであるクロード・J・ガリポー(Claude J. Galipeau)、英国の政治学者ジョン・グレイ(John Gray)、およびオーストラリアの政治学者ジョージ・クラウダー(George Crowder)らのすぐれたバーリン研究である。

なかでもグレイの研究は、バーリンの自由論の二つの核心を価値多元論とリベラリズムと捉えた上で、価値多元論とリベラリズムを結びつけるバーリンの試みを否定することによって、多くの論争をまきおこした。なお、バーリン自身は、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みは不可能であるというグレイの問題提起を、当初はさほど深刻には受け止めていなかった。しかし、ポーランドの学者ベアタ・ポラノフスカ=シグルスカ(Beata Polanowska-Sygulska)との会話や書簡のやり取りを通じて、バーリンはグレイの問題提起の重要性を正面から受け止めることになる。本論文は、バーリンがこの会話や書簡において提示した見解も踏まえて、グレイの問題提起を検討することを目的とする。

本論文は、さらに以下の三点を検討することも目的としている。第一は、1970年代より隆盛を誇っている正義論の文脈でリベラリズムを論じる試みに対して、自由論の文脈でリベラリズムを論じることである。第二は、バーリンが実現を目指す最小限に品位ある社会(minimally decent society)を念頭に置き、彼の自由論を「品位ある社会の自由論」として提示することである。第三は、バーリンの自由論における、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みを、「多元論的リベラリズム(pluralist liberalism)」を擁護する試みと捉えた上で、その意味でのリベラリズムの「系譜」を整理することである。これらの三点が互いに密接な関連を有していることも、ここで確認しておく。

なお、本論文が「系譜」という表現を用いるのは、バーリン自身だけでなく、彼の見解を受け継ぐ論者たちの見解も取り上げるからである。具体的には、英国の法学者ジョセフ・ラズ(Joseph Raz)および先述のグレイに加えて、イスラエルの学者アヴィシャイ・マルガリート(Avishai Margalit)およびカナダの政治家・ジャーナリストであるマイケル・イグナティエフ(Michael Ignatieff)の見解を取り上げている。さらに、バーリンの自由論と通底する見解を有する論者として、アメリカの政治哲学者ジュディス・N・シュクラー(Judith N. Shklar)にも言及している。

最後に、本論文の構成を確認しておく。第一部では、以下の論者たちによる、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みを検討している。まずは、バーリンの価値多元論とリベラリズムの内容を整理し、両者を結びつける可能性について検討している(第一章)。次に、ラズがバーリンから受け継いだ価値多元論と、ラズ独自の卓越主義的リベラリズムの内容を整理し、両者を結びつける試みに検討を加えている(第二章)。さらに、バーリンおよびラズの影響を受けてグレイが提示した、価値多元論を前提とするポスト・リベラリズムの構想を取り上げている(第三章)。最後に、以上の各章における検討を踏まえて、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みの可能性について検討を加えている。具体的には、両者を結びつけることができるとするガリポーの解釈と、結びつけることはできないとするグレイの解釈——彼は、かつて擁護していたバーリンおよびラズの立場に、反旗を翻している——を比較した上で、バーリン自身の見解を検討している(第四章)。

第二部では、バーリンが実現を目指す、最小限に品位ある社会の内容について検討を行っている。まずは、バーリン自身による品位ある社会の説明を確認した上で、バーリンとシュクラーの自由論における価値多元論およびリベラリズムの類似点を検討し、品位ある社会の内容を提示している(第五章)。次に、バーリンから品位ある社会という観念を受け継いだマルガリートの見解に依拠して、品位ある社会の内容を、アメリカの学者ジョン・ロールズ(John Rawls)の正しい社会(just society)との対比で提示している(第六章)。最後に、同じくバーリンから品位ある社会という観念を受け継いだイグナティエフのニーズ論に注目し、品位ある社会で必要とされるニーズの内容を、彼の人権観の変化に即して明らかにする(第七章)。

第三部では、第一部および第二部の検討を踏まえて、品位ある社会の自由論の可能性を、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みに即して検討している。品位ある社会の自由論について理解するには、第一部で検討する、価値多元論とリベラリズムを結びつける試みについての理解が不可欠であ

る。そこで、その試みについて、バーリンとポラノフスカ＝シグルスカの書簡のやり取りを手がかりに、再検討を加えている（第八章）。最後に、本書全体の検討をふりかえりながら、バーリンの自由論を、品位ある社会の自由論として提示した（終章）。

バーリンの自由論における価値多元論とリベラリズムの結びつきや、彼にはじまる多元論的リベラリズムの系譜や、彼が実現を目指す最小限に品位ある社会については、日本ではこれまで研究がなかった。本論文は、それらの諸点を包括的に検討することによって、バーリンの自由論の現代的意義を新たな角度から提示しており、その点で従来のバーリン研究に対して、高い独創性を有していると考える。